



ヒトクローン技術規制法の概要

施策の紹介

科学技術会議生命倫理委員会における結論に基づいて、我が国においても平成十二年十一月に、クローン人間の產生を禁止する「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」が成立しました。ここでは、その法律の内容を紹介します。

法律制定の経緯

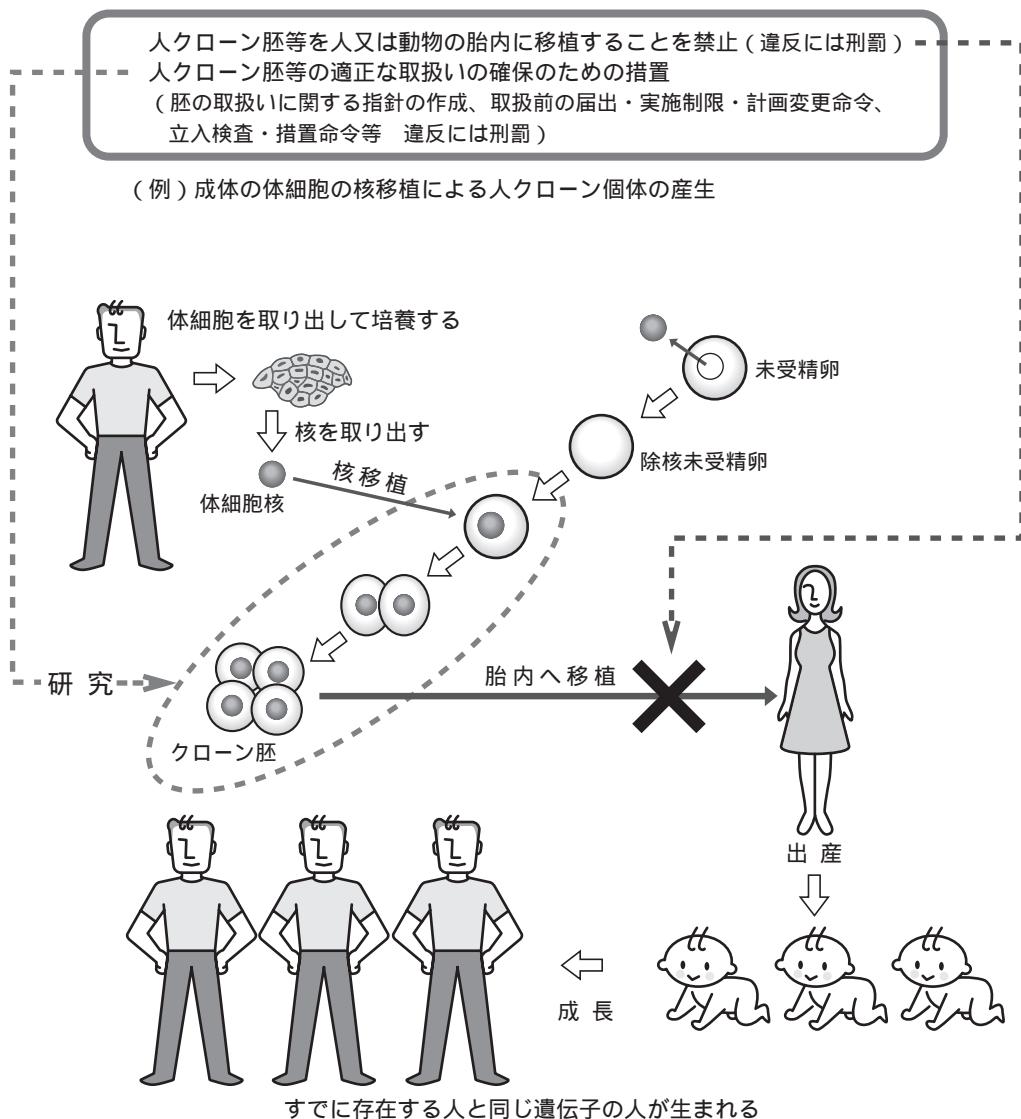
この国会においては、審議時間 十二年法律第百四十六号)。が十分確保できないなどの理由から委員会に付託されることなく審議未了廃案となりましたが、その後、同法案は人クローン胚等の母胎移植の禁止に対する罰則を強化して、同年秋の臨時国会に再提出され、十一月三十日に成立し、十二月六日に公布されました(平成

法律の目的

この法律は、クローン技術等が、その用いられ方によっては、特定の人と同一の遺伝子構造を有する人(いわゆるクローン人間)若しくは、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体(いわゆる人と動物のいわゆるヒト)の個体(ヒド個体)をつくり出し、又はこれらに類する個体(ここで想定しているのは、人工的な一卵性多児、一部にヒトの要素を持つ動物等)の生成のための技術等の規制を定め、人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持並びに社会秩序の維持に重大な

規制に関する法律案」を平成十二年四月に国会に提出しました。

クローン技術規制法のスキーム



影響を与える可能性があることに
 かんがみ、前記、及びの產生に
 つながる胚を人又は動物の胎内に
 移植することを禁止するととも
 に、前記、及びの產生につ
 ながる胚の作成、譲受及び輸入を
 規制し、その他当該胚の適正な取
 扱いを確保するための措置を講ず
 ることにより、社会及び国民生
 活と調和のとれた科学技術の發
 展を期することを目的としてい
 ます。

法律のスキーム

本法律には以下の二つの枠組み
 があります。

1 クローン人間等の產生の 禁止

クローン人間等を産み出すこと
 を防止するため、人クローン胚等
 を人又は動物の胎内に移植するこ
 とを禁止しています「第三条」。
 この規定の違反に対しても、十
 年以下の懲役若しくは一千万円以



下の罰金又は「これらが併科されま
す「第十六条」

2 人クローン胚等の適正な
取扱いの確保のための措置

人クローン胚等を扱う研究は、
医療への革新的な貢献が期待され
る一方で、個体の產生に至ると人
の尊厳の保持等に重大な影響を与
えかねないという二面性を持つも
のです。

この法律では、研究を含む人ク
ローン胚等の取扱いに関しては、
急速に進むライフサイエンスの進
展への対応や、高度に専門的であ
る研究の規制及びそのルールの策
定における科学者などの参画の必
要性といった点を勘案し、文部科
学大臣が、総合科学技術会議の意
見を聴取して指針を作成し、その
適正な取扱いを確保することにし
ています。

具体的には、以下の措置が講じ
られることになります。

・文部科学大臣が、総合科学技術

会議の意見を聞いて、人クロー
ン胚等の取扱いに関する指針を
策定「第四条」

- ・人クローン胚等の取扱いにおけ
る指針の遵守義務「第五条」
- ・人クローン胚等の取扱い者文
部科学大臣への届出義務「第六
条、第九条及び第十一条」

- ・届出の受理後六十日間（期間を
短縮することは可能）の人クロ
ーン胚等の取扱いの実施制限
「第八条」
- ・文部科学大臣は、指針に適合し
ないと認めるときは、計画変更
命令、措置命令等を行うことが
可能「第七条及び第十二条」
- ・届出をした者に対する記録の作
成及び保存義務「第十一条」
- ・人クローン胚等の作成に用いら
れた胚又は細胞の提供者の個人
情報の漏洩の防止その他適切な
管理のために必要な措置につい
ての努力義務「第十三条」

人クローン胚等の取扱い
に関する指針
施行期日

- ・届出の受理後六十日間（期間を
短縮することは可能）の人クロ
ーン胚等の取扱いの実施制限
「第八条」
- ・文部科学大臣は、指針に適合し
ないと認めるときは、計画変更
命令、措置命令等を行うことが
可能「第七条及び第十二条」
- ・届出をした者に対する記録の作
成及び保存義務「第十一条」
- ・人クローン胚等の作成に用いら
れた胚又は細胞の提供者の個人
情報の漏洩の防止その他適切な
管理のために必要な措置につい
ての努力義務「第十三条」

この法律は、公布の日から起算
して六か月を経過した日（平成十
三年六月六日）から施行されます。

クローン人間等の產生の禁止に關
する部分については、この日から
施行されることになります。

人クローン胚等の適正な取扱い
の確保のための措置に関する部分
については、公布の日から起算し
て一年を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行され
ます。

人クローン胚等の取扱い
に関する指針
見直し

- ・文部科学大臣は、必要に応じ、
胚の人の生命の萌芽としての取扱
いの在り方に関する総合科学技術

とが可能「第十四条及び第十五
条」

- ・届出違反、命令違反等を行った
者に対し最高一年以下の懲役
又は百万円以下の罰金「第十七
条、第十九条」

会議等における検討の結果を踏ま
え、また、クローン技術等を取り
巻く社会状況や技術の進展に対応
しつつ、必要な見直しを行うこと
とされています。

- ・文部科学大臣は、必要に応じ、
胚の人の生命の萌芽としての取扱
いの在り方に関する総合科学技術

本法は、三年以内に、ヒト受精
による同意）の適切な取得、売買の
禁止等が規定されることとなる予
定です。

（文部科学省）